

日光市貨物自動車運送事業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済を支える物流の維持を目的とし、経済情勢の変動による原油価格及び物価の高騰の影響により厳しい経営環境にある貨物自動車運送事業を営む事業者に対して交付する日光市貨物自動車運送事業者支援金（以下「支援金」という。）について、日光市補助金等交付規則（平成18年日光市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業のうち、一般貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、貨物自動車運送事業を営む法人又は個人事業主であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有していること。
- (2) 令和8年9月1日（以下「基準日」という。）において、貨物自動車運送事業の経営に関し、法第3条の規定による許可を受け、又は法第36条の規定による届出をしていること。
- (3) 第6条の規定による支援金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）において、貨物自動車運送事業を現に経営し、かつ、支援金の交付を受けた後も当該事業の経営を継続して営む意思を有していること。
- (4) 市税の滞納及び水道料金・下水道使用料の未納がないこと。
- (5) 日光市暴力団排除条例(平成24年日光市条例第4号)第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又は日光市暴力団排除条例第6条に規定する密接関係者を定める規則(平成24年日光市規則第4号)に規定する密接関係者に該当しない者であること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類する事業を行っていないこと。

(交付対象車両)

第4条 支援金の交付の対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 基準日において、関東運輸局栃木運輸支局に登録されている貨物自動車運送事業の用に供する車両（被けん引車及び霊柩車を除く。）であること。
- (2) 交付対象者が所有し、又はリース契約により交付対象者が使用していること。
- (3) 申請日において、有効な自動車検査証の交付を受け、かつ、現に貨物自動車運送事業の用に供されていること。

2 前項の規定にかかわらず、市から委託した事業の用に供されている車両については、交付対象車両としない。

(支援金の額等)

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる貨物自動車運送事業者の区分に応じ、当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 一般貨物自動車運送事業者 支援対象車両の数に5万円を乗じて得た額
- (2) 貨物軽自動車運送事業者 支援対象車両の数に2万円を乗じて得た額

2 支援金の交付は、一の交付対象者につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、日光市貨物自動車運送事業者支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象車両一覧表（様式第2号）
- (2) 貨物自動車運送事業の経営に係る許可書又は届出書の写し
- (3) 交付対象車両全ての自動車検証記録事項の写し
- (4) 交付対象車両全ての写真（自動車登録番号標又は車両番号標が確認できるもの）
- (5) 法人の登記事項証明書の写し（法人の場合に限る。）
- (6) 本人確認書類の写し（個人事業主の場合に限る。）
- (7) 直近の決算書又は確定申告書の写し
- (8) 振込先口座が確認できる書類の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、速やかに支援金の交付又は不交付を決定し、日光市貨物自動車運送事業者支援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を受けた者が規則第16条第1項各号に該当するときは、支援金の交付決定を取り消すものとする。この場合において、既に交付した支援金があるときは、規則第19条の規定により返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年9月14日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された支援金については、第8条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

日光市貨物自動車運送事業者支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

日光市長 様

申請者 住所又は所在地

名称及び

代表者氏名 ⑩

（※法人の場合のみ押印（代表者印））

電話番号 （ ）

日光市貨物自動車運送事業者支援金を交付されるよう日光市貨物自動車運送事業者支援金交付要綱第 6 条の規定により申請を兼ねて請求します。

車両台数		台						
支給申請（請求）額		☐ 一般貨物自動車運送事業者 ____台×5 万円＝ ____円						
		☐ 貨物軽自動車運送事業者 ____台×2 万円＝ ____円						
支給金 振込先	金融機関名	銀行 信金 信組 農協 その他					支店	
	預金種類	普通 ・ 当座 （いずれかに○）						
	口座番号							
	（カナ） 口座名義							

※ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7 桁）」（通帳見開き下部に記載の内容）を記入。

(裏面)

誓約事項	日光市貨物自動車運送事業者支援金の交付申請をするに当たり、以下の事項を誓約します。 1 支援金の交付後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類する事業を行っていないこと。 4 支援金の交付後に支援金の交付決定が取り消されたときは、交付を受けた支援金の全部を返還すること。 年 月 日 住所又は所在地 名称及び代表者氏名 ⑩
同意事項	日光市貨物自動車運送事業者支援金の交付申請をするに当たり、以下の事項に同意します。 1 市税及び水道料金・下水道使用料の納付状況の調査を受けること。 2 貨物自動車運送事業に係る情報を関東運輸局栃木運輸支局に照会すること。 年 月 日 住所又は所在地 名称及び代表者氏名 ⑩
提出書類	☐ 1 支援対象車両一覧表（様式第2号） ☐ 2 貨物自動車運送事業の経営に係る許可書又は届出書の写し ☐ 3 支援対象車両全ての自動車検証記録事項の写し ☐ 4 支援対象車両全ての写真（自動車登録番号標又は車両番号標が確認できるもの） ☐ 5 法人の登記事項証明書の写し（法人の場合に限る。） ☐ 6 本人確認書類の写し（個人事業主の場合に限る。） ☐ 7 直近の確定申告書の写し ☐ 8 振込先口座が確認できる書類の写し ☐ 9 その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

交付対象車両一覧表

	登録番号（車両番号）					登録番号（車両番号）			
1					26				
2					27				
3					28				
4					29				
5					30				
6					31				
7					32				
8					33				
9					34				
10					35				
11					36				
12					37				
13					38				
14					39				
15					40				
16					41				
17					42				
18					43				
19					44				
20					45				
21					46				
22					47				
23					48				
24					49				
25					50				

様式第 3 号（第 7 条関係）

日光市指令 第 号

申請者 様

日光市貨物自動車運送事業者支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった日光市貨物自動車運送事業者支援金の
交付については、下記のとおり決定したので、日光市貨物自動車運送事業者支援金
交付要綱第 7 条の規定により通知します。

年 月 日

日光市長 印

記

運送事業の区分	
交付の決定	交付 ・ 不交付
交付決定金額	円
不交付の理由	